

H23. 4. 13
緊急支援室
(内) 3961
(直) 894-3961
担当：田尾、出口

## 東日本大震災における長崎県内の支援状況（概要）

〈平成23年4月10日現在（県以外のデータは4月1日現在）〉

### 1 人的支援（表内の単位：人）

(1) 県及び市町の支援状況 ※括弧内の数値は重複（内数）

	人的支援 (延人数)	支援先		
		岩手県	宮城県	福島県
県	137 (8)	7 (4)	57	73 (4)
市町	148 (16)	55 (6)	25 (2)	68 (8)
計	285 (24)	62 (10)	82 (2)	141 (12)

【参考】国（自衛隊等）の派遣状況

	派遣人数
自衛隊	2,600
海上保安庁	58
県警	208

※うち、県・市町合同支援チームの派遣状況

派遣地	派遣期間	派遣人数	派遣先		主な業務
			県	市町	
福島県(1)	3/26~4/8(2w)	40	20	20(長崎20)	物資仕分、避難所支援
福島県(2)	4/7~4/20(2w)	40	20	20(長崎20)	避難所支援
宮城県(1)	4/7~4/20(2w)	20	10	10(佐世保6、諫早4)	罹災証明・被災証明受付
計		100	50	50	

### 2 物的支援

(1) 長崎大学訓練船「長崎丸」での搬送

◇ 地震発生直後の「長崎丸」による職員等派遣にあわせ、県、市町、民間企業から寄せられた物資を搬送。

- ①出港日 平成23年3月14日（月）
- ②支援先 岩手県、福島県
- ③支援物資 毛布、トレーニングウェア、マスク、飲料水、かまぼこなど

(2) 自衛隊の協力による搬送

◇ 県民から提供された支援物資や県・市町で準備した物資を大村市に集積し、自衛隊の協力を得て搬送。

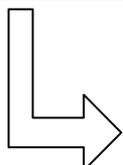
- ①搬送実績 8回（第1次：3/17~第8次：4/1）
- ②搬送先 宮城県
- ③支援物資 毛布、トレーニングウェア、飲料水、米、レトルト食、缶詰、子供用紙おむつ など

### 3 被災者の住居受入(公営住宅)

#### (1) 公営住宅への受入状況

	受入戸数 〈受入世帯数〉 (受入者数)	岩手県	宮城県	福島県	茨城県
		公営住宅	18戸 〈21世帯〉 (72名)	1戸 〈1世帯〉 (3名)	1戸 〈1世帯〉 (3名)

※うち、1世帯(5名)は既に退去(島原市)



長崎市	4戸	〈4世帯〉	(12名)
佐世保市	7戸	〈8世帯〉	(24名)
島原市	1戸	〈3世帯〉	(10名)
諫早市	3戸	〈3世帯〉	(13名)
大村市	2戸	〈2世帯〉	(8名)
壱岐市	1戸	〈1世帯〉	(5名)

### 4 県の支援制度

◇ 被災者に対する本県の各種支援制度は以下のとおり

#### (1) ホテル・旅館での受入(所管:緊急支援室)

○被災住民を被災県の知事の要請に基づき、市町、民間企業と連携して公的宿泊施設やホテル・旅館において受入(被災者一時避難プログラム)

- ・538世帯分(概ね1,700人分)
- ・受入施設までの移動手段提供

#### (2) 一時貸付金の貸付(所管:福祉保健課)

○災害救助法の適用となった地域等に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯に一時金を貸付け被災者の生活再建を支援

- ・貸付限度額 1世帯あたり30万円以内
- ・貸付利率 無利子

#### (3) 食事、日用品の供与等(所管:福祉保健課)

○被災者一時避難プログラムの一部を弾力的に運用し、生活困窮者への食事の提供、日用品の供与等実施

##### ①生活困窮者

生活保護が適用されるまでの間(概ね2週間)、食事(1日3食1,500円以内)、日用品を供与。

②生活困窮者以外の避難者に一時貸付金を貸付。(災害救助法適用地域から来た者に限る)

#### (4) ボランティア情報の提供(所管:男女参画・県民協働課)

○被災地でのボランティア活動を希望される方に、長崎県社会福祉協議会と共同で、電子メール、FAXにより情報の提供を実施。

#### (5) 中学校・高等学校の受入(所管:高校教育課)

○被災地域の中学校・高等学校に就学することが困難となった生徒に対する支援として、教職員を含めた学校単位での受入を実施。

- ・生徒180名程度及び教職員